

役員報酬規定

特定非営利活動法人場とつながりの研究センター

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人場とつながりの研究センター（以下「本法人」という）の定款第19条の規定に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の変義)

第2条 この規程において役員とは、定款第13条に規定する理事および監事をいう。

(報酬額)

第3条 役員報酬は無報酬とする。ただし、職務を執行するために要した費用については弁償することができる。

(旅費手当)

第4条 旅費手当は無給とする、但し、理事会の議決を経て本会の運営に関する会議の出席にかかる旅費は支給することができる。

(その他)

第5条 この規程に定めない事項については、必要に応じて理事会の議を経て理事長が定め、総会の承認を得なければいけない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、定款第23条の規定に基づき、総会で行う。

(附則)

この規程は2006年11月1日から施行する